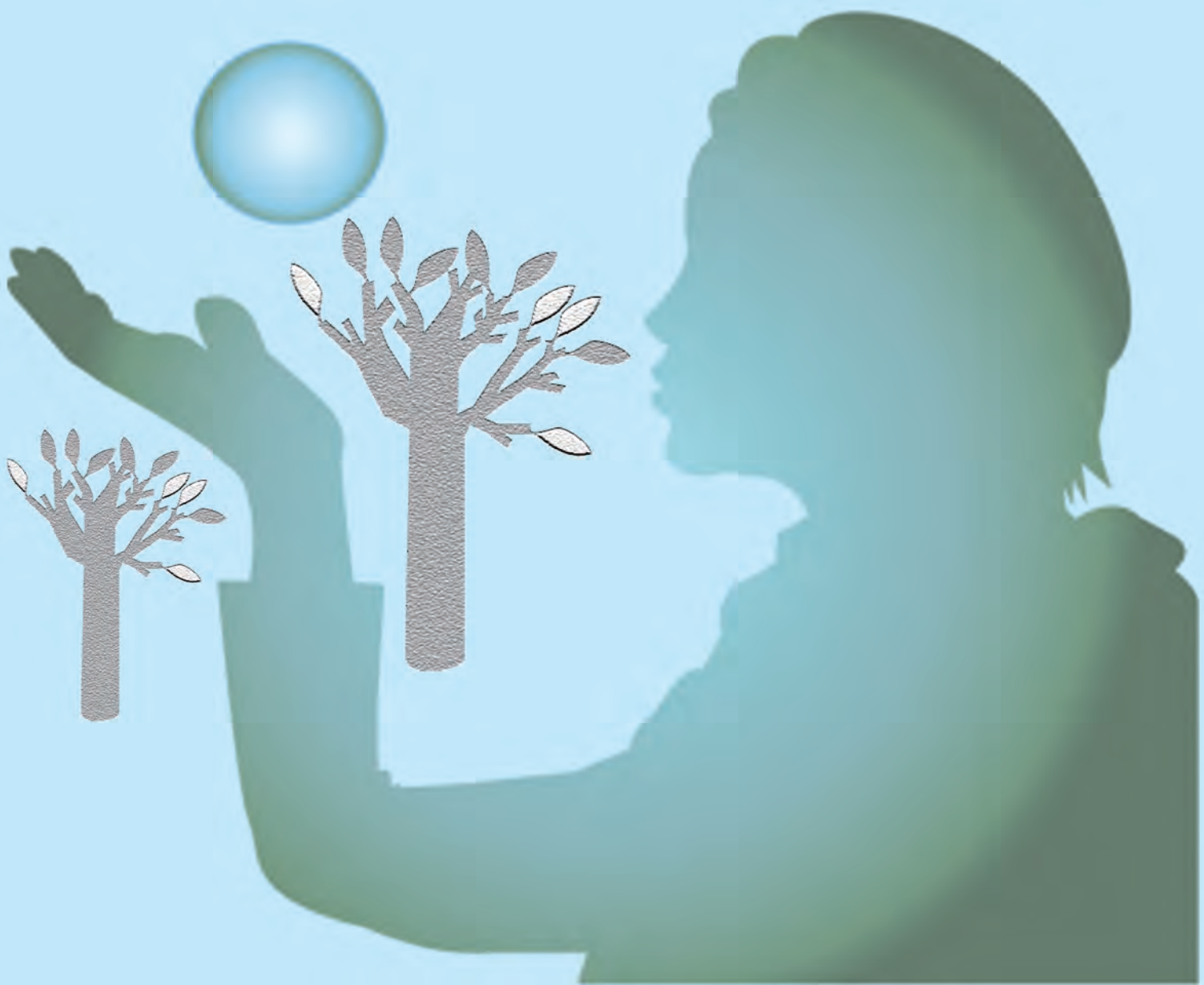
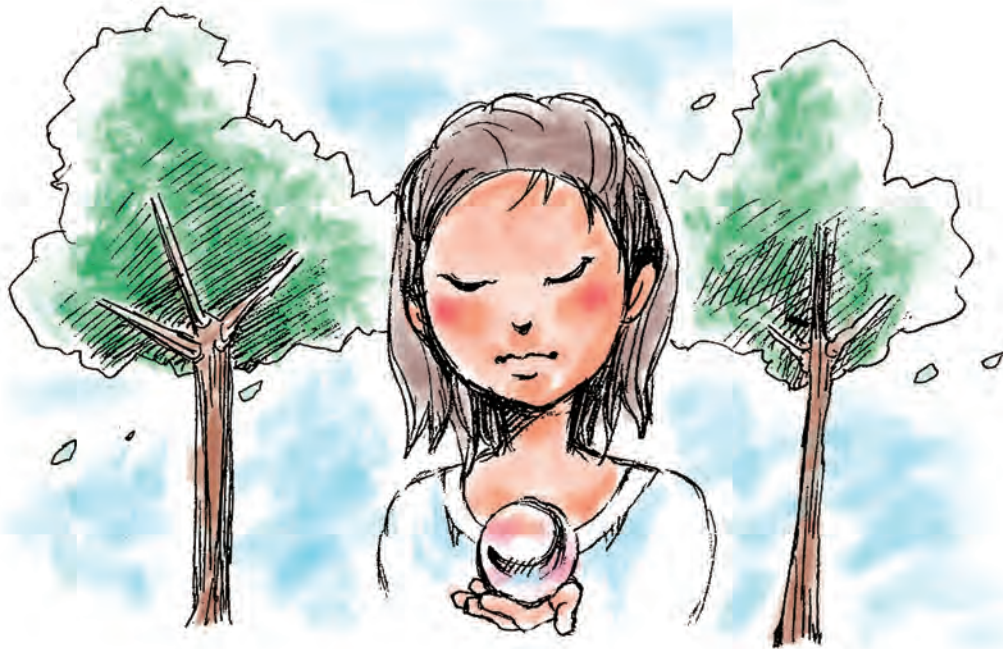


# 精子・卵子・胚の 提供をともなう 生殖医療と家族



# 精子・卵子・胚の 提供をともなう 生殖医療と家族



## CONTENTS



はじめに	-----	2
我が国における告知と出自を知る権利についての 不妊当事者の認識	-----	4
ドナーおよび遺伝的きょうだい探しを支援するための取り組み	-----	7
真実告知をめぐる親と子の経験	-----	17
参考		

## はじめに

精子提供や卵子提供などの生殖補助医療の浸透によって、国内外で様々な家族が形成されるようになってきています。こうした手段を用いた家族形成は、これまでとは異なる関係性や経験を親子にもたらずと考えられます。特に、卵子提供は、体外受精技術の応用により初めて可能になったもので、卵子提供によって子どもを持つことは、女性や、人類社会にとって、全く新しい経験といえるかもしれません。別の女性の遺伝情報を持つ卵子を自ら妊娠、出産し、生まれてきた子どもを我が子として育てるということは、これまでごく一部の人々にしか経験されていません。卵子提供には、倫理的な問題が伴うことや、健康上のリスクがあることなどが指摘されて久しいですが、世界を見渡せば、卵子提供によって子どもを持つことや家族を作るということは、確実に浸透してきているといえます。それに伴い、生殖補助医療で子どもを持つ親の側の視点だけでなく、子どもの福祉が重視されるべきだということも、繰り返し指摘されてきました。

最も重要なことは、配偶子提供であるなしにかかわらず、どのような生まれかたをした子どもであろうとも、子どもの福祉や幸福が等しく社会の中で保障されるべきであるということでしょう。しかし、配偶子提供で生まれた当事者である子どもの経験については、技術が用いられた後に、事後的にしか知ることができないため、十分な対応策がなされてきたとはいえない状況のままです。そして、あくまでも子どもや家族を持ちたい親の側の意向に沿った形で行われてきました。

配偶子提供をめぐる子どもの福祉に関し、最も政治的な争点となっているのが、「出自を知る権利」です。これは、一般に、配偶子ドナー(遺伝上の親)を知る権利のこととされています。しかし、世界的に見て、配偶子提供を実施していても、子どもの出自を知る権利を制度化してきた国は、少数派といえます。こうした子どもにとって必要な制度の不備や欠如に対して、ドナーリンキングのようなシステムが海外では模索されています。この小冊子には、ドナーリンキングシステムについて現地での調査を含む報告を掲載しています。ドナーリンキングシステムは、我が国では詳しい紹介はなされておらず、貴重な資料といえます。我が国では、2003年に厚生労働省から、子どもの出自を知る権利を認める報告書が公表されましたが、その後、法制化はなされていません。今後、法制化がなされていく可能性があります。既に匿名で行われた配偶子提供のケースにも対応しうることや、法整備までの空白期間を埋めるために、このシステムは我が国にとっても参考になるものと思われます。



子どもの「出自を知る権利」は、大変重要ですが、これは、精子提供や卵子提供によって生まれてきた子どもが、遺伝上の親についての情報を単に知ればよい、という狭い意味にのみ解釈されるべきではありません。遺伝的親について知ることは、むしろ、血がつながらない親子関係を構成する一つの要素にすぎません。出自を知る権利の公使に先立って必要な親による告知の実行の有無、その方法や時期、子どもの成長に応じた親子関係の再編など、親子の信頼関係の構築作業によって、出自の権利は子どもにとって意味が異なってくる、といえるかもしれません。「告知」に関するhow toについて、海外ではマニュアル本なども出版されており、日本語への翻訳も存在します。しかし、我が国と海外とでは家族を取り巻く文化的社会的背景が大きく異なるため、同じやり方をそのままあてはめるのが難しいのではないかと見受けられる点もあります。こうした点からすれば、精子や卵子の提供による親子関係の先行例として、血がつながらない親子関係として、日本でも古くから行われてきた養子制度において、親と子がそれぞれどのような経験をしているかが、参考になるのではないかと考えます。配偶子提供の場合は、片方の親とは血がつながっているケースがほとんどですので、養子の場合とは全く同じではありませんが、我が国の家族の実態という観点からは、養子の親子関係の方が参考になる面もあるのではと考えます。

近年、我が国でも晩婚化・晩産化の進行とともに、卵子提供を受けたいという希望者が増加しつつあり、その是非はともかくとして、海外などで実施され、日本社会にも卵子提供による家族形成が、徐々に浸透しつつあります。国内でも卵子提供の実施に向けての整備がなされていく可能性があるなかで、親と子の関係性構築や子どもの福祉の実現に向けてのさまざまな実証研究がなされることが不可欠です。

# 我が国における告知と 出自を知る権利についての 不妊当事者の認識



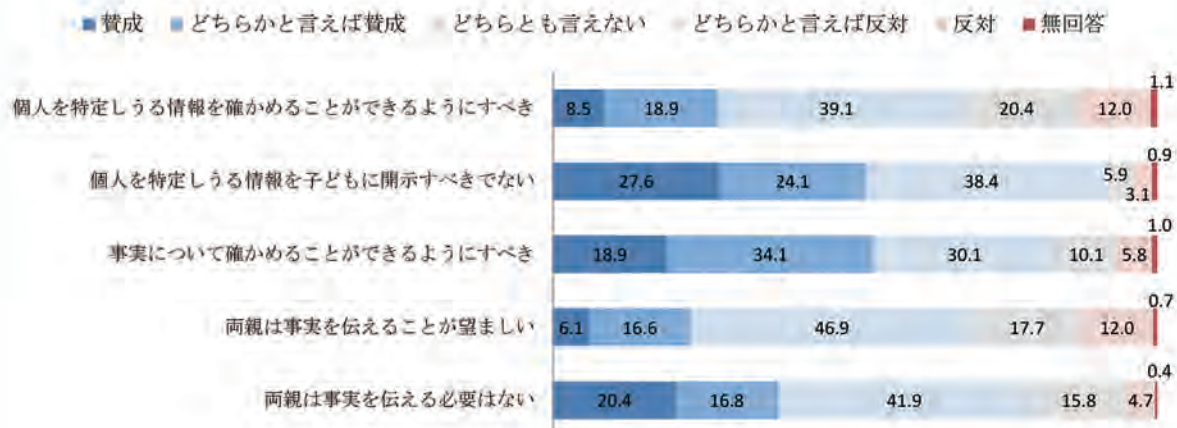
生殖補助医療の実施に際しては、何よりも生まれてくる子どもの側から、そのあり方を考える必要がありますが、子どもを持ちたい親の側がどのような意向や考えを持つかを明らかにし、どのようなサポートや制度化が必要かを考えてみたいと思います。ここでは、「出自を知る権利」や、それに関わる親の働きかけとして「告知」について、我が国の不妊当事者がどのような意見を持つかをアンケート調査の結果から読みとり、あるべき方向性についてのヒントを探りたいと思います。

我が国では、2003年に子どもの出自を知る権利を認めるとの報告書が出されていますが、その後、法整備はなされていません。また、子どもの出自を知る権利に関して先進的な取組みが見られる国もありますが、多くの国では、配偶子提供を実施していても、出自を知る権利を制度化していないというのが現状です。

2013年に、筆者らが、不妊治療中の女性患者を対象に行ったアンケート調査で、子どもへの告知に対する態度を聞きました(回収数740)。「精子・卵子の提供を受けた

結果、生を受けた子どもについて、どのように考えますか」という問いに対して、「ドナーの個人情報を開示すべき」に「賛成」または「どちらかといえば賛成」の態度を示したのは計27.4%、「開示すべきではない」が計51.7%と、開示すべきではないという考えが強いことが伺われました。また、「両親は子どもに告知すべき」には計22.7%が、逆に「告知すべきではない」が計37.2%と、告知すべきでないという考えの方が強いことが伺われました。別の設問で、卵子提供の利用意思が認められた対象者に限れば、「告知すべきでない」が計54.8%とさらに高いという結果でした。他方、「提供の事実を確認できるようにすべき」に対しては計53%と過半数が賛成していました。これは、個人としての回答傾向としてではなく、あくまでも全体の回答傾向を示すものとして解釈する必要がありますが、不妊当事者は、ドナーは匿名が望ましく、自らは告知しないが、子どもは配偶子提供の事実を知ったほうがよいと考えている、とまとめてよいかもしれません。

## 精子・卵子の提供を受けた結果、生を受けた子どもについて



匿名が好まれる理由を考えてみたいと思います。例えば、ドナーが名乗りを挙げることにより家族に第三者が介入することを回避したいという意向があるのではないかと考えられます。もしそうであるとするなら、「ドナーの権利及びレシピエント家族との関係性を法によって明確化すること」が制度化の方向性として考えられます。

次に、親が告知したくないという意向を持つのはなぜでしょうか。それには、配偶子提供にスティグマがあること等により、子どもだけでなく周囲にも知られたくないからだと推測されます。もしそうであるとするなら、「社会として、技術の位置づけを明確化し、親子を長期的にサポートできる体制を構築していくこと」が対処方法として考えられます。

三つ目として、子どもは事実を知らされた方が良く、と不妊当事者は考えていることから、「親を媒介せずとも、配偶子提供の事実が何らかの形で子どもに伝えられるシステム」が構想されることが

望ましいのではないかといえます。

以上のように、当事者の出自を知る権利に対する態度から見てくる制度化の方向性として、配偶子提供のケースを想定した親子法を整備し、一定年齢に達した子どもが、希望すれば、配偶子提供の事実を確認できるよう、情報を一元的に管理できる機関を設立するとともに、親子のサポート体制を構築すること、が挙げられるのではないかと考えます。

もし将来、このようなシステムが創立された場合、親に告知を義務づけることはできないとしても、告知を促すことはできるでしょう。また、ドナーとレシピエントは、提供時において匿名化されていたとしても、子が一定年齢に達した後は、情報開示を行うことが必要です。開示されうるドナー情報の範囲については、最低限の情報の開示を義務づけ、それ以上の情報については、開示請求が行われた時点でドナーが許容する範囲に留めるという方法も一案です。提供時から情報開示までの時間経過に

よる変化に対し、柔軟に対処できるシステムが望ましいと考えられます。子の出自を知る権利は、子どもの生涯に渡って保障されなければならないため、長期間にわたって継続性を持ち責任を果たしうる組織が設立されなければならないといえます。

上述のような形で子どもの出自を知る権利を認めたとしても、(親にとってはさまざまな葛藤を生じうる)子による情報開示請求が頻繁に行われるとは限りません。たとえば、親子の間で告知がなされ信頼関係が構築されていれば、子どもにとって必ずしもドナー情報にこだわる必要性はないかもしれません。むしろ、出自を知る権利の主張には、自らの遺伝的背景を知りたいという当然の要望に対し、情報が散逸していたり、情報があってもその情報へのアクセスが認められず、当事者に大きな苦痛や怒りをもたらしているという抗議の意味が含まれているのかもしれない。いずれにしても、開示の可能性に向けて、情報の長期保管システムは必要です。

配偶子提供における子の出自を知る権利は、養子制度の例も参照すべきであると思われます。現行の養子制度と整合性がある形で子の出自を知る権利が制度化されることが望ましいでしょう。現在の特別養子制度においては、縁組成立後は、遺伝的な親とは、法的には完全に切断され、養親の実子として扱われることとなります。但し、戸籍に「民法817条の2による裁判確定」と記載され、子どもは特別養子縁組の事実を知ること

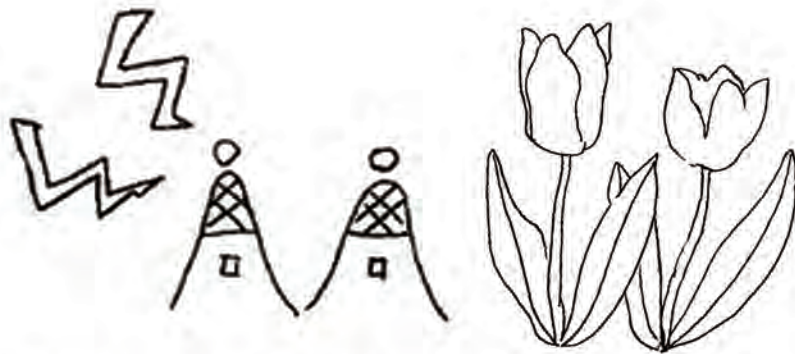
になります。戸籍の記載により、子どもの意志に関わらず否応なしに特別養子縁組の事実が開示されてしまうことについては、再考の余地があると考えます。いずれにしても、特別養子の場合、匿名で行われる配偶子提供の場合と異なり、戸籍を辿れば生みの母(父)を特定することも可能になっています。このため、子ども自身の意志による探索が可能であるし、逆に自らの意志によって探さないでいることも可能です。

養子と配偶子提供の違いは、養子は、養親との間に血縁がないのに対し、配偶子提供では、半養子ともいわれるように、片方の親とは血縁があることがほとんどです。そのような違いがありますが、配偶子提供の場合、現状では、子どもの出自に関する情報を親の意向だけで秘匿できることが挙げられ、配偶子提供と養子の場合で子の出自を知る権利に関し、異なる基準が適用されることは避けられなければならないでしょう。あらゆる非血縁を含む親子関係について、子どもの出自を知る権利を等価な形で実現できるよう、制度化の方向性が探られるべきだと考えます。

(日比野由利)



## PART 2 DIで生まれた子どもたちのために



**ドナーおよび遺伝的きょうだい探しを  
支援するための取り組み**

# オランダの ドナーリンキングシステム

諸外国では、1990年代頃から、提供精子によって生まれた人たちがドナーや遺伝的なきょうだいの情報を求める動きがみられるようになりました。日本でも、1949年に国内初の提供精子を利用する人工授精（Donor Insemination、以下DIとする）で子どもが誕生し、以来、この技術で生まれてきた人が国内だけでも1万人以上いると言われています。そして最近では日本でも、DIで生まれた人たちの中からドナーの情報を求める声が増えてきています。

すでに海外では、DIで生まれた人たちのこうした声にこたえるために、ドナーや異母きょうだい探しを支援するための取り組みをはじめるところがあります。こうしたドナーや異母きょうだい探しの活動をドナーリンキングと呼びますが、オランダにはこのドナーリンキングを、国から支援をうけて実施している組織があります。FIOMという組織です。そこで、ここでは、そのFIOMの取り組みについて紹介し、その中から、DIで生まれた人の出自を知る権利の尊重や、日本でドナーリンキングを行う場合に何が必要なのかについて考えてみたいと思います。



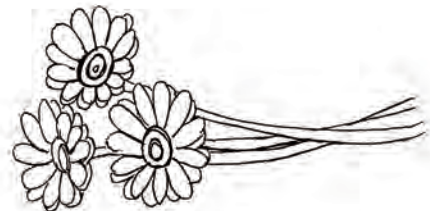
## PART 2 DIで生まれた子どもたちのために



### オランダでドナー情報開示が開始された流れ

オランダでは、2002年に人工生殖技術における提供者情報法（Wet donorgegevens kunstmatige bevruchting）が制定され、2004年6月1日より施行されています。この法律によってドナーの匿名性が廃止され、2004年6月以降に提供精子や提供卵子などで生まれた人は、16歳になればドナーの氏名をも含む情報を得ることができるようになりました。しかしそれ以前は、匿名のドナーを使うことが多かったために、2004年5月31日以前に生まれた人たちは、ドナーが身元を明かしてもいいと言わない限り、ドナーが誰かという情報を得ることができません。法施行前の2002年から2004年にかけて、オランダ政府はDIを実施してきたクリニックに対し、匿名で精子を提供したドナーと連絡をとり、ドナーの氏名や住所を、そのドナーの精子で生まれた人に知らせることに同意するかどうかを確認するように要請しました。でもドナーが自分の情報の提供を拒否した場合やドナーと連絡が取れない場合には、匿名のままでもやむを得ないとされました。クリニックの医師たちの中には、契約で

匿名での提供としているので、あえてドナーを探さないで、ドナーが見つからないといった報告をしたケースもあるのではないかとされています。いずれにしてもクリニックはドナーと連絡がとれたのか、またドナーに関するわかる限りの情報を登録機関に報告する義務がありました。2004年5月31日以前に精子提供した人で、子どもへの情報開示を了承した人からは、書面で承諾をとるという手続きも行われました。



## PART 2 DIで生まれた子どもたちのために



### FIOM

このように2004年5月31日以前に実施されたDIで生まれた人で、ドナーの情報を求めるのに、それがみつからなかった場合やドナーが情報開示を拒否した場合、オランダではFIOMという機関がこうした人々をサポートしています。FIOMの特徴は、DNA鑑定に基づいてDIで生まれた人とドナー、または同じドナーから生まれた人を結びつけているという点です。


FIOMはもともとは養子となった人の生物学的親探しの支援をはじめ、養子の精神面でのサポート、中絶を考える人、ドメスティックバイオレンスなどに悩む人たちを支援してきたソーシャルネットワークエージェンシーです。すでにオランダで90年近く活動が続けてきています。2004年、オランダでドナー情報管理法が施行になった後、ドナー情報を得る権利を持たない2004年5月31日以前にDIで生まれた人たちが、スティヒティン・ドナーキンド（Stichting Donorkind—DIで生まれた人のグループの意—以下SDと記す）という自助グループを設立して、自分たちで手元にあるドナー情報などをたよりに、ドナーや異母きょうだいを探すようになりました。

オランダでは、DIで生まれた人

は16歳になると、ドナーパスポートというドナーの情報を書かれたメモのようなものをもらうことができます。それはDIを実施しているクリニックが発行するもので、クリニックの責任の下、ドナーに関する情報が記載されています。DIで生まれた人が、ドナー探しや異母きょうだい探しをするときには、このドナーパスポートの情報が活用されてきました。

オランダでは戦後、海外から養子としてオランダにやってくる子どもの数が増え、自分の生物学的なバックグラウンドを知ることが子どものアイデンティティ形成のためにも重要と言う考え方が広まりました。こうした動きに影響を受け、DIで生まれた人からも出自を知りたいという声があがりはじめ、10年間の政党間での論争を経て、1990年から匿名ドナー（A-donor）と非匿名ドナー（B-donor）の2種類が使われるようになりました。そして、1992年からドナーパスポート制が導入され、それにはドナー情報が記録されるようになったのです。

でも実際には、このドナーパスポートの情報は誤っていることが多かったといえます。たとえば実際にあった例ですが、DIで生まれた人がドナーパスポートを得て、



## PART 2 DIで生まれた子どもたちのために

B-donorとコンタクトをとり、実際にドナーに会ってみると、ドナーパスポートの情報と色々な面がことなるということがありました。ですから、DIで生まれた人とドナーの生物学的な関係を確認するためには、最終的にはDNA鑑定が必要になります。そこでオランダのドナーリンクングでは、必ずDNA鑑定が使われています。

ドナーパスポートの情報が正確性に欠けることが問題となり、さまざまな政治的論争を経て、オランダでは身元を明かせるドナーしか採用しないということが法律で定められ、2004年6月1日から施行されています。そして2004年6月1日以降に提供精子や提供卵子、提供胚で生まれた人やそのドナーの情報については、健康・厚生・スポーツ省の管轄にあるドナー情報管理財団（Stichting Donorgegevens Kunstmatige Bevruchting）が一括管理することになりました。

しかし先にも述べたように、2004年5月31日以前に生まれた人は、ドナーの情報を得られないことが少なくありません。これまでに、オランダでどのくらいのDI offspringが生まれてきたかはわかっていませんが、1948年にオランダでDIが始まって以来、おそらく

4万人から5万人くらい生まれているだろうとFIOMの代表者は言っていました。2004年6月以降に生まれた人を差し引いたとしても、この法の適用を受けない人が数多くいることが予測されます。

2004年5月以前にDIで生まれたSDの一部のメンバーが、生物学的家族をなかなか探せないことで精神面での支援を必要とし、FIOMに2007年頃からカウンセリングを求めてくるようになりました。またSDは自助的なグループでしたから、素人による生物学的家族探しに限界があり、SDがドナーリンクングの活動を正式にFIOMに引き継いで欲しいと要請し、2010年2月からFIOMによる本格的なドナーリンクングが開始されました。FIOMがドナーや異母きょうだい探しを引き継いだ当時、やはりドナーパスポートの情報をもとにそれを行いましたが、FIOMもすぐにDNA鑑定の必要性を認識し、2010年12月から、FIOM独自のDNAデータベースをつくり、ドナーリンクングを実施しています。FIOMには現在30名のほどのスタッフが働いていますが、DIの関係者のためのドナーリンクングの専任として動いているのは4名で、それに加え、多数のソーシャルワーカーがドナーリンクングにかかわっています。



### FIOMが参考にした 英国UKドナーリンク (UKDL)の活動

FIOMがドナーリンクシステムを開始するにあたり、参考にしたのがイギリスのUKドナーリンク（以下、UKDLと記す）という組織の活動でした。UKDLも、英国保健省から助成を受け運営されてきましたが、2012年に国の財政難を理由に助成の打ち切りが決定し、組織運営の資金がなくなったことから、2013年3月にUKDLは閉鎖されました。でもUKDLはさまざまな情報や運営のノウハウを提供して、FIOMの活動をささえてきました。UKDLはすでに閉鎖された組織ですが、その活動に学ぶところは多いので、ここで少し触れておきましょう。

英国では1990年にヒト受精および胚研究法（Human Fertilisation and Embryo Act—HFE法）が制定され、1991年より施行されています。この法律によって、ヒトの受精および胚研究認可局（Human Fertilisation and Embryology Authority、以下、HFEAと記す）が創設され、HFEAがドナーに関する身元を特定しない情報を70年間登録・保管し、18歳以上の人はドナーの情報の開示を請求できるこ

とになりました。そして、この1990年のHFE法は2004年に改正され、DCで生まれた人は18歳になれば、ドナーを特定できる情報を得ることができるようになりました。そしてこの改正法は2005年4月から施行されています。しかし、1990年以前に生まれた人は、ドナー情報の開示を請求することができません。そこで、UKDLは、主に1990年以前に生まれた人で、ドナー情報にアクセスする権利を与えていない人たちに、できるだけドナー情報を与えられる機会を作ろうという意図から、ドナーリンクをはじめたのです。

UKDLは2004年に保健省のメラニー・ジョンソンによってロンドンに設立され、養子縁組み後の家族支援のために活動を展開してきた組織アフター・アダプション・ヨークシャーによって運営されることになりました。UKDLの活動は2003年から英国保健省の助成を受けて運営され、その主な活動は、1990年以前にDIで生まれた人やドナーなどの情報を交換することや、生物学的きょうだいたちが連絡を取り合う場合などの支援をすることでした。



## PART 2 DIで生まれた子どもたちのために

### FIOM (オランダ) <http://www.fiom.nl/>

The screenshot shows the FIOM website homepage. At the top, there is a search bar with the text 'zoeken' and a magnifying glass icon. To the right of the search bar is a button labeled 'meer Fiom sites' with a right-pointing arrow. Further right are social media icons for Facebook, Twitter, Email, and RSS, along with a plus sign icon. Below these icons are links for 'login', 'home', 'contact', 'e-mail', and 'nieuws'. The main content area features a large blue banner with the FIOM logo and the text 'Zoeken naar familie'. To the right of the banner are two photographs of young women. Below the banner, there is a navigation menu with links for 'Home', 'Nieuws', 'Onbedoelde zwangerschap', 'Abortus en verwerking', 'Afstand en adoptie', and 'Biologische familie zoeken'. The 'Biologische familie zoeken' section is expanded, showing sub-links: 'Zoeken naar familie', 'De zoekprocedure', 'Fiom-contactregister', and 'KID-register en DNA-databank'. The 'KID-register en DNA-DATABANK' section is highlighted, with the sub-header 'KID-register' and the text 'Bringt een droom bij dichterbij'. Below this, there are two main sections: 'CONTACT TUSSEN DONOR EN DONORKIND' and 'HET FIOM-KID-REGISTER IS BEOORDEELD VOOR!'. The 'CONTACT TUSSEN DONOR EN DONORKIND' section contains text about the 2004 ban on sperm donation and the current possibility of contact through the FIOM-KID-register and DNA-databank. The 'HET FIOM-KID-REGISTER IS BEOORDEELD VOOR!' section lists two bullet points: 'Personen geboren dankzij donorzaad die meer willen weten over hun biologische afkomst of contact willen met de donor en/of halfbroers en halfzussen' and 'Donoren die hun nakomelingen tegemoet willen komen door hun fysieke en sociale gegevens beschikbaar te stellen en eventueel doen staan voor contact'. On the right side of the page, there is a blue box with a white speech bubble containing the text 'Hulpchat chat offline...' and a note below it: 'De hulpchat is nu niet online, stuur een e-mail'.

### UKDL (イギリス) <http://www.ukdonorlink.org.uk/>

The screenshot shows the UK DonorLink website homepage. At the top, there is a navigation bar with the text 'UK Voluntary Information Exchange and Contact Register Following Donor Conception Pre August 2013'. Below this is the UK DonorLink logo and a navigation menu with links for 'Home', 'Registration', 'News', 'Suggested Reading', 'FAQs', 'Stories & Quotes', 'Links', and 'KEY INFO'. The main content area features a 'Home' section with contact information: 'E-MAIL: info@ukdonorlink.org.uk', 'PHONE: 0113 284 1071', and 'ADDRESS: UK DonorLink, Hollyshaw House, 2 Hollyshaw Lane, Leeds, LS15 7BD'. Below this is a section titled 'IMPORTANT INFORMATION' with a sub-header '\* AS FROM 1ST APRIL 2013 - UK DONOR LINK IS NOW CLOSED \*'. The text in this section states: 'On 20th December 2012 the Department of Health awarded the contract to The National Gamete Donation Trust to run a new service called "The National Gamete Donation Service"'. It further explains that this organization will incorporate a service to recruit more current gamete donors and the Voluntary Register for donor conceived adults and donors. It also mentions that UK DonorLink is now in the process of transferring the Voluntary Register to the new provider and that all existing Registrants will be receiving notification regarding this in the next few weeks. It notes that no personal data will be transferred without written consent and that no new registrations will be processed during this time, but anyone interested in registering should still contact UKDL and will log their interest to pass to the new provider of the service. Finally, it states: 'The new name for the voluntary register is to be the DONOR CONCEIVED REGISTER which will be operational from 1st April 2013.' The page also features a DNA double helix graphic and a graphic of a DNA microarray.

## PART 2 DIで生まれた子どもたちのために



### FIOMとUKDLに共通する3つの特徴

FIOMとUKDLに共通する特徴は主に次の3点です。一つめは、政府が主体となって運営されてきたという点です。したがって、FIOMもUKDLも、登録者はわずかな金銭的負担で充実したサービスを受けられます。FIOMの場合には、DIで生まれた人は225ユーロ、ドナーだった人には120ユーロの支払いが求められますが、その中にはDNA鑑定のための費用も含まれており、登録後はカウンセリングなどのサービスも無料で受けることができます。UKDLでも、DNA検査の費用については当事者が負担するものの、やはりカウンセリングやその他のサポートは無料で受けることができました。二つめは、両者ともDNA鑑定をベースにドナーリンクングを実践している点です。そしてそのデータはFIOMやUKDLで管理されてきました。三つめは、養子の分野で経験を積んできた専門家たちが、当事者を支え、ドナーリンクングを実践してきたという点です。DNA検査を実施する前や結果を得たあと、また、遺伝的なつながりのある者が判明し、コンタクトを取る場合などに、かならずソーシャルワーカーや心理カウンセリングの専門家が介入し、当事者をサポートしています。たとえば、当事者同士が互いの書面による同意を得て、会うことになった場合、必ずソーシャルワーカーやスタッフが立ち会う形式をとっています。また、個人を特定できない情報のみの開示を希望する者に対しては、FIOMやUKDLを通してその情報が伝えられています。





### DNA鑑定の かかえる課題

UKDLのナショナルアドバイザーだったクローショー博士によれば、DIで生まれた人たちの最初の関心はほとんどの場合ドナー情報ですが、自分と同じようにDIで生まれた人と会うと、遺伝的きょうだいに関心を持つようになることが多いのだそうです。でもDNA鑑定にも問題があり、遺伝的きょうだいを調べるためのDNA鑑定の信頼性は親子鑑定に比べて低いといえます。


FIOMでDNA鑑定をおこなっているジョス博士は、特にきょうだい鑑定の希望者が男女で、ドナーが不明の場合、両者の母親のサンプルがなければ正確には調べられないと話していました。UKDLでも、かつてDNA鑑定の精度が今ほど良くなかった頃、女性ふたりに遺伝的つながりがあると伝えたものの、後に信頼性の高い結果の得られる新たなDNA検査で鑑定をしたところ、実際には血のつながりがなかったことが判明した例もあります。



### 組織が直面する 運営費の不足 という問題

UKDLは2003年から保健省の助成によって運営されてきましたが、2012年12月、政府の財政の悪化から、この助成が打ち切られることになりました。政府は利用者から会費を徴収し、さらに別の助成先をみつけるようアドバイスしました。しかし2009年から2010年にかけてのUKDLに対する年間の助成額は85000ポンド（139円/ポンドで1,180万円あまり）で、これに相当する運営費を他から調達することはむずかしく、最終的に、UKDLは2013年3月をもって閉鎖することになりました。そしてUKDLで保管されているDC当事者たちのデータは、英国配偶子提供団体（National Gamete Donation Trust—以下NGDTと記す）に移管することになりました。でもNGDTは、配偶子提供の促進やドナー不足を解消するための活動も行っており、DIで生まれた人やドナーに対してこれまでと同じ質のサービスを提供することはむずかしいかもしれません。

FIOMでも同じようなことが起こっています。FIOMは2011年まではオランダ全国9か所にオフィスを構え、働くスタッフは延べ



## PART 2 DIで生まれた子どもたちのために

100名（その多くがソーシャルワーカー）を越えていました。でも2012年、景気の後退から政府予算の削減によって財的支援がカットされ、FIOMの68%のスタッフが解雇されました。現在はCenter officeだけが残り、30名から34名のスタッフで運営されています。また財源不足から、2015年以降の運営も危ぶまれています。



### まとめとして

今後は日本でも提供精子や提供卵子を利用する生殖医療はますます広まり、ドナーリングシステムについても考える必要が出てくるでしょう。日本で、DI等で生まれた人が医療機関にドナー情報を求めても、情報提供される可能性はきわめて低いと思われます。ですからドナーや生物学的きょうだい探しにはDNA鑑定が不可欠となるでしょう。でもDNA鑑定の前後にはカウンセリングなどで当事者の心理面の支援をしていくことが大事であり、これが十分提供できるかどうか大きな課題です。また、ドナーリングには全国規模での展開が必要です。さらに当事者たちに充実した支援を提供するには、安定した運営費を継続

的に調達できることが不可欠です。自助グループとしてのドナーリングの活動には限界があります。オランダやイギリスは法で生まれた人の出自を知る権利を保障し、国もドナーリングを支援してきましたが、日本にはそうした法もなく、そんな状況の中で国がドナーリングのために資金を投じるとは思えません。国が支援したとしても、財政次第でそれが打ち切られることもあるのです。いずれにしても、日本にまず必要なのは、提供配偶子で生まれた人の出自を知る権利を守るための法ができることです。そして生まれた人たちの福祉を守るためにも、ドナーリングに政府もかかわるようになることがのぞまれます。

（仙波由加里）





## PART 2 DIで生まれた子どもたちのために

### The Donor Sibling Registry (アメリカ) <https://www.donorsiblingregistry.com>

The screenshot shows the homepage of The Donor Sibling Registry. At the top left is the logo, which features a globe and the text "THE DONOR SIBLING REGISTRY EDUCATING, CONNECTING AND SUPPORTING DONOR FAMILIES". To the right of the logo is a navigation bar with links for Home, FAQs, Site Help, DSR Blog, DSR Yahoo, and Contact. Below this are three buttons: Interactive Map, Join Now, and Sign In. A secondary navigation bar contains links for About DSR, Search the Registry, Browse by Clinic, DSR Library, DSR Support & Info, Success Stories, and News & Events. The main content area has a blue background with the text "EDUCATING, CONNECTING & SUPPORTING DONOR FAMILIES" and a sub-headline "The DSR has helped to connect more than 10604 half-siblings (and/or donors) with each other." Below this is another sub-headline: "The total number of registrants, including donors, parents and donor conceived people, is 41099." There are two buttons: Search Database and Join Now. To the right is a photograph of three people. Below the main content are three boxes: "JOIN THE DSR YAHOO USER GROUP" with a Yahoo logo and text "Message boards and other information can be found in our official Yahoo! Group"; "NEED HELP?" with a lifebuoy icon and text "Confused? First-time user? Click here to learn how to use the Donor Sibling Registry."; and "MEMBER LOGIN." with fields for username and password, and buttons for Login and Login Help?.

### The Donor Conception Support Group (オーストラリア) <http://www.dcsgrg.org.au/index.html>

The screenshot shows the homepage of the Donor Conception Support Group of Australia. At the top is a dark blue navigation bar with the text "DCSG AUSTRALIA" and links for About us, Parents, Donors, Donor Offspring, Legislation, Resources, Contact, Members, and Join now. On the left is a vertical menu with links for Home Page, About us, Parents, Donors, Donor Offspring, Legislation, Resources, Contact, Members, and Join now. The main content area has a white background with the text "Welcome to the Donor Conception Support Group" in large purple letters. Below this is a paragraph: "The Donor Conception Support Group of Australia Inc. is a self funding organisation run by volunteers and has been in existence since 1993. Our membership is made up of people considering or using donor sperm, egg or embryo, those who already have children conceived on donor programmes, adult donor conceived people and donors. We also have social workers, doctors and clinic staff as members of the support group." Below this is a bolded statement: "We feel that Donor Gamete families need an ongoing support system. Conceiving a child using donated gametes is only the first step. Parents, donor conceived people, donors and their family need help with accessing information and dealing with issues throughout their lives." At the bottom left is a disclaimer: "Please note that any opinions expressed by authors and or contributors are not necessarily those of the Donor Conception Support Group of Australia Inc."



出自を知る権利について考える上で先行事例として参照されることが多い養子縁組。養子縁組の領域では告知に関するマニュアルも数多くあります。ここでは、告知をめぐる、親と子が実際にどのような経験をしているかを紹介します。

## 1. 親の経験

子どもにどこまで・どのように言うかは、①自分が持っている実親に関する情報と、②子どもからの反応との間で決まっていました。

### 1-1. 真実告知のはじまり

真実告知のスタート地点としては、親から言う、子どもから聞いてきたので答える、突発的に言ってしまう、などがあります。その後の展開としては、子どもがさらに聞いてくる、特に反応がない、子どもが聞きたがらない、などがあります。

真実告知について親が感じる葛藤は、「真実告知を早期にする」という「原則」と「子どもの気持ちを尊重する」という「原則」の間で起こります。子どもに真実告

知をしたものの、子どもがそれ以上聞くことを嫌がったり、子どもが何を感じているのかわからなかったりする場合、その後どう行動すればいいのか悩む親御さんもいるようです。

例えば、子どもを2人育てているある親御さんは「上の子は真実告知しています。1回で終わりというわけではなく、数回真実告知をします。学校でもちょうどそろそろ性教育があつて、精子と卵子がという時期ですから。今は実親についてはあまり聞いてこないですね。『誰から生まれたの?』と



聞かないので、こちらも言わない感じですが。下の子は1歳まで乳児院にいました。真実告知については聞きたくない感じで、『うそでしょ〜』と笑って言います。言うのをためらってしまいます。ウソはつきませんが、言いづらい雰囲気です。今はかわいくてかわいくて仕方のない時期ですし」と語っていました。このように、親御さんは子どもの反応に合わせて対応を調整していました。

## 1 - 2.

### 「子どもの人権」と 「子どもの心理」の間で

また、子どもに話す内容についても親御さんたちは気を使っていました。最近では、子どもには「出自を知る権利」があるので、親はそれを尊重しなければならないという考え方があります。同時に、子どもが「愛されてこの世に存在している」と感じられるような過去のストーリー作りを親が手助けしなければならないという考え方もあります。この2つの考え方は、一見、矛盾するようにはみえません。しかし、実親の背景や誕生・親子分離の経緯が子どもが

「愛されてこの世に存在している」というストーリーにうまく合わない場合、親御さんは「本当のことを伝えなければならない」「本当のことを伝えてはいけない」という考え方の間でジレンマを抱えることがあります。親御さんはこのジレンマの中で、子どもにどこまで・どのように言うかを工夫していました。また、そもそも実親の背景や誕生・親子分離の経緯についてほとんど情報を持っていない親御さんもいます。

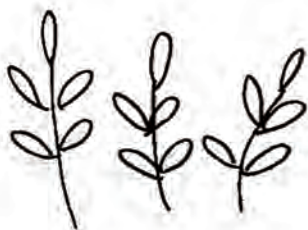
ある親御さんは、このジレンマについて「まだこれからいろんな事実がどんどん子どもにはわかってくるじゃないですか。事実というかいろんなことが子どもにはわかってくると思うので、その時その時で『あれ?』『これはどういうことなのかな』と思ったり、そういう、壁とは違うとは思いますが、何かしらそういうことにはぶつかっていくと思います。それはその子が今はここまで理解できると思えば話すし、まだ早いと思えばまだ話さなくていいと思うし、私は知らなくていい事実もあると思っています。子どもに一生言わずにいることもたぶんあるだろうし。それも子どもの成長に合わせて



て、周りの環境に合わせてかなと  
考えています」と語り、別の親御  
さんは「私はね、こっちから声か  
けしないじゃないですか、真実告  
知も。子どもの方から言ってきて、  
今何を聞きたいのかなって考えて。  
子どもが求めた分以上は言わない。  
それで、いいと思うのね。私も言  
われたことに関しては答える。そ  
こだけだろうって思うんです」と  
語っていました。このようにジレ  
ンマに関しては柔軟に対応するこ  
とで対処しているようです。

## 2. 子どもの経験

真実告知については、子どもの  
頃に受けたケース、大人になって  
から受けたケースがありました。  
また、いつ言われたかとは関係な  
く、親に言われる前に自分が養子  
であることに何となく気づいてい  
たケースと全く気付いていなかった  
ケースがありました。



### 2-1. 大人になってから真実告知を 受けたケース

大人になってから真実告知を受  
ける場合は、子どもの中にすでに  
「親子の間には血縁関係があるべ  
きだ」という社会通念が植えつけ  
られています。そのため、親から  
「私たち親子の間には血縁関係が  
ない」と言われると、混乱と葛藤  
が生じます。「お前は本当は俺の  
子じゃない」と告げられたあるお  
子さんは「何が何だかわからない」  
「今までの家族関係が本当に家族  
でいいのか」と語り、大学進学時  
に親から「実はうちに養子にきて  
もらっているんだ」と告げられた  
別のお子さんは、「なんかまとま  
ってないんすよね。頭の中で」  
「オカンの子じゃないってことが  
ちょっと悲しいすね」と語ってい  
ました。

このような混乱を解消するた  
めに、今までの経緯について親から  
詳しく話を聞きたいと思うお子さ  
んもいます。戸籍には実親の名前  
と本籍は書いてありますが、養子  
縁組に至った事情までは書いてな



いからです。しかし、親から事情を聞きたいけれども聞けずに悩んでいるお子さんもいました。真実告知を受けた時に「親が泣きそうな顔だったんで、すごい嫌だったっていうのがあるんですけど。そんなにあんま何も聞かずに、そうそう、みたいな感じで」とりあえずその場をやり過ごしたというお子さんや、「その後の一歩が怖くて踏み出せないんですよ。もしかしたら、聞いたら、なんてないことですむかもしれないものを。やっぱり、どう話していいかもわからないし」「何て聞いていいかもわからない」と聞きたくても聞けない心情を語るお子さんもいました。自分が養子であることを知ったことを親族の誰が知っているのかわからない状況によって家族・親族関係が「ちょっとギクシャクした」と語るケースもありました。

真実告知される前にすでに養子であることを気づいていた他のケースでは、「なぜ自分は今ここにいるのだろう。誰の子で、どうしてここにいいのか。本当にここにいてよい、いるべき人間なのかどうかともわからない」と非常に悩み

ながらも、親や親族が養子縁組について意図的に隠していると感じていたため、養子縁組事情について聞けば「養父母との人間関係が変化するかもしれず、それが怖い」と聞けずにいたと語っていました。このお子さんの場合、親子関係の悪化を恐れて親から話を聞くことがますます困難になり、「聞きたいことがたくさんあるのに聞けない」状況に長い間耐えなければならなかったそうです。

## 2-2.

### 子どもの頃に真実告知を受けたケース

学齢期頃までに真実告知を受けたお子さんの場合は、「養子であることは当たり前」のことであり、親子関係について「普通の親子」だと語りました。しかし、年齢が上がるにつれ「親子の間には血縁関係があるべきだ」という社会通念を学び、自分の親子関係が他人から「普通じゃない親子関係」と思われる可能性について感じていきます。



はっきりとした年齢は覚えていないが、幼いころに真実告知を受けたというあるお子さんは、親子関係について「幼い頃から産みの親ではなく育ての親だと言う真実を聞かされていたので、それが私にとって普通なので、違和感とかないです。まあ、そういう環境の下、生まれたのが自分なんだな一くらいですね」と語り、真実告知を受けた時の気持ちについて「最初、聞いた時は意味が理解できませんでした。深く考えられる年齢じゃないので、深く考えませんでした」と語っていました。学齢期頃までに真実告知を受け、実親の記憶がなく、実親と対面したことがない養子にとって、養親は改めて考える必要がないくらい当たり前の親として語られました。しかし、成長するにつれて「実親子／養親子」という社会の区分を学び、その過程でお子さんは自分の親子関係に「普通だ」「普通じゃない」という両方の思いを持つ場合もあります。先ほどのお子さんは「年齢と共にわかる事も増えてきました。一時期は、悲しかったです。悲しかった時は、本当にたくさんあります。ささいな事なんですけど、

友達とかの家族見ても、はあーうちは血繋がってないしな一とか、何かむなしかったです」と語りました。このように社会通念からの影響により「普通の親子関係」「普通じゃない親子関係」という両方の視点を持つようになり、そもそも「養子であること」は「悩むべきことなのか」「悩まなくてもいいことなのか」という点で葛藤を感じるお子さんもいるようです。

とはいえ、子どもは葛藤を抱えるだけの無力な存在ではありません。養親子関係に関しては、葛藤を感じながらも、子どもなりに関係性を調整しているようです。

例えば、血縁関係がある親子を当たり前とする社会通念を逆手に取って、親との関係において、これを利用する場合もありました。中学時代に母親と関係が悪化し、居場所がなかったと感じていたというあるお子さんは、児童相談所の職員に「ちょっとウソをついて、実母に会いたって言っちゃった」と語りました。「本当は実母に会いたいても何とも思っていないんです。ただ、今の状況がいやだっただけ」で「実母に会いたって言



えば自分の要求が全部受け入れてもらえるかなっていう風に何となく思った」そうです。このようにお子さんが血縁関係がないことを自覚的に使うこともあります。

また、親子関係が悪化した時に、それを血縁関係がないことのせいにすることがあります。あるお子さんは「一時期、養子だから厳しく育てられるんだって考えたことはありますよ。すごいうち、厳しくて、門限とかあったりとか、TVの見る時間も決まったりとか」と語り、また別のお子さんは、

「母親に怒られるたびに、もらわれてきた子だからこうなのかな？とは思いました」と語っていました。このように小さい頃は親子の関係を「血縁関係がないから」というように解釈することもあります。成長するにつれて、それを自分なりに考え直すケースもありました。「養子だから厳しく育てられるんだって考えたことはありますよ」と語ったお子さんは、その後「ただ、よくよく考えてみれば、昔の人ってみんなそうですよね。社会に出てみると、厳しい上司がいて、その子どもは厳しく育てられたみたいなんですよ」と

すぐに付け加えて強調したように、「うちは厳しい家だから」という解釈をすることで「養子ということにこじつけたり」せずに親子関係を理解しているようでした。

### 3. 気持ちの読み合い、配慮

親御さんの語りとお子さんの語りを聞いて気付いたことがあります。それはお互いに遠慮しすぎると、ギクシャクしてしまうということです。

取材では、「親と養子縁組のことを話題にしづらい」と語るお子さんもいました。真実告知をしたがらない、あるいは真実告知後にその話題に触れない親に対して、お子さんの方は「親はきっと話したくないんだろう」と親の気持ちを読み込みむことがあります。一方、親御さんの方もまた子どもの気持ちを読み込むことがあります。真実告知後に子どもが何も聞いてこなければ、実際に「子どもは気にしてないんだろう」「子どもは聞きたくないんだろう」と養子の気持ちを読み込むケースもありました。

子どもが特に何も言ってこない

# PART 3

## Experience



ケースでは、子どもが実親について関心がないから聞かないケースと、関心があっても養親に実親のことを聞きづらくて聞けないケースの両方が考えられます。反対に、子どもがいろいろ聞いてくるケースでは、思い悩んでいるわけではなく気軽に聞いているケースと、いろいろと思い悩んで聞いているケースの両方が考えられます。ここで親が子どもの「真意」を読み取ろうとすると、かえって対応できなくなるかもしれません。

真実告知や子どもの「ルーツ探し」をめぐるには、「子どもの意見」を尊重するという考え方がありますが、親子関係の中で「子どもの意見」だけを取り出すことは難しい場合もあります。親子関係には「読み込み」という要素が含まれており、親は子どもの意見を尊重したいと思いますが、一方で、子どもは親の気持ちに答えようとするからです。お互いがお互いの気持ちを読んで行動したり、行動しなかったりすれば、どこからが自分の本当の気持ちによる行動なのか、わからなくなってしまうでしょう。このように親が子どもに配慮し、子どもが親に配慮すれば

するほど、何も言えなくなってしまう可能性があります。そのため、ある程度、柔軟に考えて対応しつつも、子どもの反応に影響され過ぎないという構えを持つことや、親子間のコミュニケーションが硬直した場合には間に誰かに入ってもらえるなどの方法が有効ではないでしょうか。

(野辺陽子)





### \*参考\*

国内で利用できるサイト、パンフレット、書籍など

Babycom 「卵子提供・代理出産を考える」(<http://www.babycom.gr.jp/ranshi/index.html>)

「第三者の関わる生殖技術について考える会」(<http://daisansha.exblog.jp>)  
非配偶者間人工授精（AID）で生まれた人の自助グループ『子どもが語るAID—生殖技術について、今考えてほしいこと—』(<http://blog.canpan.info/dog/archive/32>)

岩崎美枝子2007『話してやってください あなたの子どもの大事な物語を—精子・卵子・胚の提供で生まれた子どもへの告知のためのガイドブック』（厚生労働科学研究費補助金による 吉村泰典主任研究者）

ケン・ダニエルズ著、仙波由加里訳2010『家族をつくる—提供精子を使った人工授精で子どもを持った人たち』人間と歴史社オリビア モンツチ著、才村 眞理訳  
『大好きなあなただから、真実を話しておきたくて 精子・卵子・胚の提供により生まれたことを子どもに話すための親向けガイド』帝塚山大学出版会

すまいる親の会『AID-家族になるということ-Family Building』(<http://www.k2.dion.ne.jp/~oyanokai/sub5.html>)

歌代幸子 2012『精子提供: 父親を知らない子どもたち』新潮社



◆ ・。 ・The person who wrote ・。 ◆

せんば ゆかり  
仙波由加里

桜美林大学 加齢・発達研究所客員研究員  
研究テーマ 生殖補助医療の倫理的問題

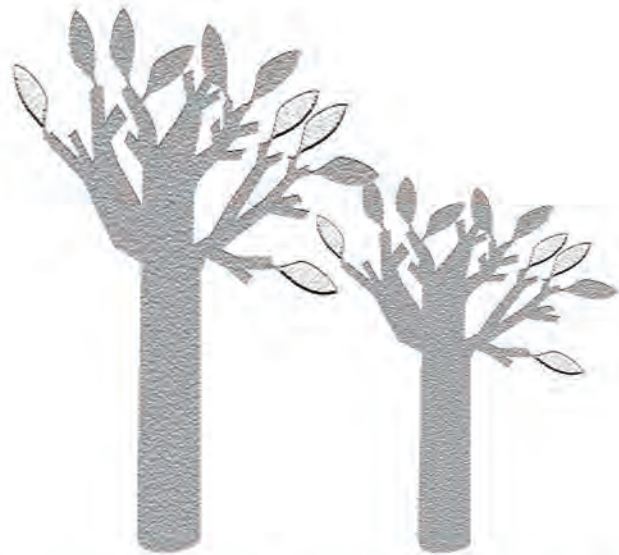
のべ ようこ  
野辺陽子

神奈川県立保健福祉大学非常勤講師  
研究テーマ  
養子縁組など非血縁の親子関係の研究

ひびの ゆり  
日比野由利

金沢大学医薬保健研究域医学系助教  
研究テーマ 生殖補助医療の倫理





発行日

2014年1月

編集・発行

日比野由利

金沢大学医薬保健研究域医学系 環境生態医学・公衆衛生学

920-8640 金沢市宝町13-1

tel. 076-265-2218 / fax. 076-234-4233

デザイン

石井優子

内閣府最先端・次世代研究開発支援プログラム

「グローバル化による生殖技術の市場化と生殖ツーリズム:倫理的  
・法的・社会的問題」



精子・卵子・胚の提供を  
ともなう生殖医療と家族